市第9号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例(平成12年3月横浜市条例第27号)の一部を 次のように改正する。

第4条第1号中「32,340円」を「28,750円」に改める。

第6条第1項の表中「3,270円」を「2,920円」に、「3,230円」を「2,870円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年度分の保険料から適 用する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から平成29年度 までの各年度における保険料率を改めるため、横浜市介護保険条例 の一部を改正する必要があるので提案する。

参考

横浜市介護保険条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(保険料率)

- 第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 28,750円 32,340円
 (第2号から第12号まで省略)

(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)

第6条 各納期ごとの保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる 額とする。

	6月期	の納付額	7月期から3月 期までの納付額
第4条第1号に該当する者		<u>2,920円</u> 3,270円	<u>2,870円</u> 3,230円
	(省	略)	

(第2項省略)